

久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱（令和6年久喜市告示第138号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「所得水準であること」の次に「（第5条第2号に掲げる補助金に限る。）」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。